

茅ヶ崎市の住まい探しケース事例(令和3年度～)

【多く受ける相談及びその対応】

① **生活保護受給中。現在住む住宅の家賃が高額のため、低額な家賃の住宅に転居を希望。**

→ 「茅ヶ崎市居住支援協力不動産店」へ物件探しを依頼する。

※ 生活保護を受給している場合、初期費用は生活保護費から出資が可能である。また、家賃は生活保護費から代理納付（市から管理会社へ直接納付）される。

※ 80代以上の高齢独居の相談者に対しては紹介できる物件がほとんど出てこない。

② **家賃を滞納しており早期に退去をしなければならないことから転居を希望。**

→ 福祉部局と連携して対応する。物件探しをする前に、まずは滞納解消に向けて自立支援を誘導する。退去時期が迫っている場合には、一時的な宿泊施設への入居を促す。

※ 物件探しをして物件が出てきたとしても、滞納履歴があることから審査に通らない可能性が高い。

③ **転居したいが、収入や預貯金がない。**

→ 就労している相談者の場合、安定して賃料を払い続けることができ、かつ、賃料の3～6倍程度の初期費用が貯蓄できてから物件探しの相談をかけてもらうように誘導する。

就労していない相談者の場合、まずは就労支援の窓口へ誘導するか、生活保護受給を申請するよう誘導する。

※ 転居の理由として、離婚による別居、同居人からDVを受けている等の要因が背後にある場合もあるので、物件探しをする前に家庭児童相談所につなぐケースも多い。

茅ヶ崎市で

住まい探し

お手伝いします



内容

下記問い合わせ先に来庁・電話・メール等にてご相談ください。
担当職員がお話をうかがい、ヒアリングシートを作成します。
ヒアリングシートを基に協力不動産店へ物件の有無を確認し、
ご希望に合う物件があった場合は、協力不動産店にお繋ぎします。
※ご希望の物件がないことや審査に通らない場合もございます。ご了承ください。

こんなお悩みありませんか？

立ち退きを言われ
転居先を見つけたい

不動産店に行ったが
断られてしまった

どこの不動産店に
行ったらよいか
わからない

今の家賃だと
生活が苦しい

自立した生活を
送りたい

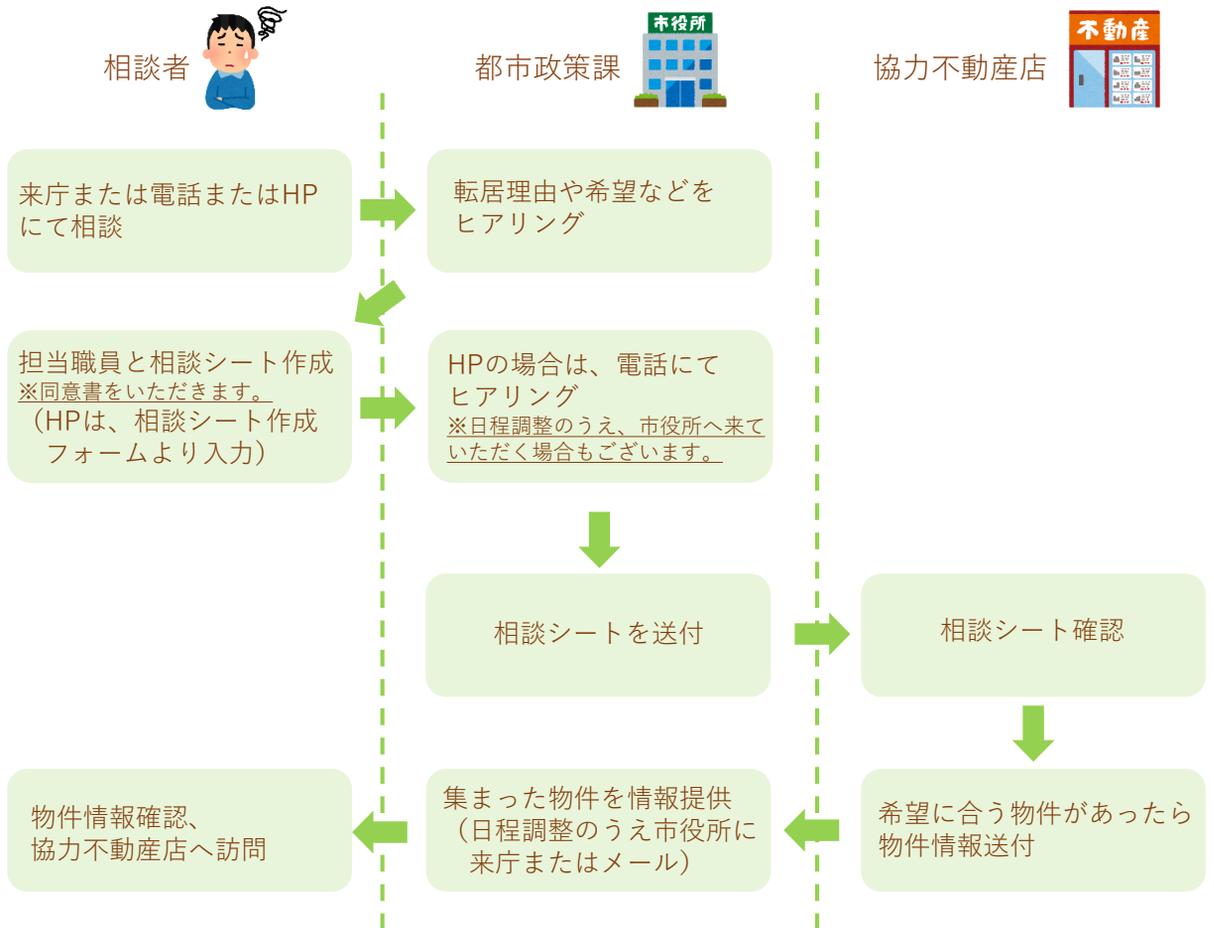
詳細は裏面をご覧ください

問い合わせ先 茅ヶ崎市都市部都市政策課 住宅政策担当

TEL : 0467-82-1111 FAX : 0467-57-8377

Mail : toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

利用方法



注意事項

- ・希望の物件がないことや審査に通らない場合もございます。
- ・契約時に初期費用がかかります。
※敷金、礼金、仲介手数料、前家賃、損害保険料、保証料など、一般的に家賃の3～6か月分がかかります。

ホームページ

(居住支援相談シート作成フォーム)

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1034650/1041983.html>

